

山北町工事等指名業者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、別に定めがあるものの他、山北町が発注する工事等（以下「工事等」という。）の指名競争入札及び随意契約における業者の選定について、必要な事項を定め厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(業者の選定)

第2条 契約担当者が業者の選定を行う場合は、山北町工事等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(選定の基準)

第3条 委員会において業者を選定するときは、契約の種類に応じて最も適切な者を選定することとし、次の各号に留意するものとする。

- (1) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）第4条に基づく等級格付
- (2) 当該工事等に対する地理的条件
- (3) 当該工事等についての技術的適性及び施工能力
- (4) 指名停止の状況
- (5) 不誠実な行為の有無
- (6) 経営及び信用の状況
- (7) 指名の状況
- (8) 手持工事の状況
- (9) 工事等の施工成績
- (10) 安全管理及び労働福祉の状況
- (11) 特定建設業許可の有無
- (12) 関係法令等に対する違背の状況
- (13) その他特に町長が必要と認める要件

(選定業者数)

第4条 選定業者数は、発注金額に応じて次表の区分によるものとする。ただし、工事等の種類、特殊性等からこの区分により難い場合は、当該工事

の実情に応じた扱いを行うことができる。

(指名競争入札)

工事等請負設計金額	選定業者数
1千万円未満	3者以上
1千万円以上	5者以上

(随意契約)

区分	選定業者数
見積り合わせによるもの	5者未満
技術競争によるもの	3～10

(業者選考の運用)

第5条 業者の選考について、工事等の内容により次の条件を運用する。

1 設計金額、工事種類によるランク

区分	土木工事	建築工事	電気工事 管工事	舗装工事	水道施設 工事	造園工事
A	5, 00 0万円以 上	2億8, 000万 円以上	5, 50 0万円以 上	4, 00 0万円以 上	5, 50 0万円以 上	2, 00 0万円以 上
B	2億円未 満1, 0 00万円 以上	3億9, 000万 円未満1 億4, 0 00万円 以上	8, 00 0万円未 満1, 4 00万円 以上	1億1, 000万 円未満1 , 500 万円以上	1億5, 000万 円未満1 , 500 万円以上	5, 00 0万円未 満
C	5, 00 0万円未 満500 万円以上	2億1, 000万 円未満3 , 000 万円以上	3, 10 0万円未 満	4, 00 0万円未 満500 万円以上	6, 00 0万円未 満300 万円以上	2, 00 0万円未 満

D	2, 00 0万円未 満	8, 00 0万円未 満	800万 円未満	1, 50 0万円未 満	3, 00 0万円未 満	
---	--------------------	--------------------	-------------	--------------------	--------------------	--

2 地理的条件

- (1) 山北地区については大字山北・岸・向原・平山・共和
- (2) 清水、三保地区については、清水・三保地域

3 地元業者の優先度

- (1) 大字別（共和地区は、大字山北と平山とする。）
 - (2) 施工箇所に隣接する大字内に事務所がある業者も指名できるものとする。
- (適用除外)

第6条 災害の応急工事等で特に緊急を要する工事及び設計金額が50万円以下の工事については、この基準を適用しないことができる。

(その他)

第7条 この基準の運用にあたっては、神奈川県工事等指名業者選定基準の運用基準によるものとする。また、意向尊重型指名競争入札の実施にあたっての固有の事項については、この基準に定めるほか、神奈川県の公共工事に係る意向尊重型指名競争入札実施要領（平成6年4月1日施行）によるものとする。

附 則

この基準は、告示の日から施行する。